

第5回草津市地域密着型サービス運営委員会

会議報告書		
会議名	第5回草津市地域密着型サービス運営委員会記録	
開催日時	平成29年2月27日(月)午後1時30分～午後3時10分	
開催場所	草津市役所 2階 特大会議室(ステージ側)	
委 員	氏名	氏名
	佐藤 卓利	清水 啓司
	山田 明美	小賀野 京子
	片岡 美弥子	高島 聡
	山根 明美	堀 裕子
	卯田 正明	
事 務 局	健康福祉部：小川副部長	
	介護保険課：居川課長、福留専門員、村上主査、中村主事	
記録作成者	介護保険課 介護保険グループ 中村	

1. 開会

○居川介護保険課長 皆さん、本日はお集まりいただきましてありがとうございます。只今から、第5回草津市地域密着型サービス運営委員会を開催させていただきます。

本日の委員会には9名中の、全委員の皆様、御出席をいただいております、ありがとうございます。

草津市附属機関運営規則第6条第1項の規定により、委員の半数以上の出席をいただいておりますことから、この委員会は成立しておりますことを、まず御報告させていただきます。

この委員会は、草津市審議会等の会議の公開等に関する指針の規定により、市民の皆様に公開することになっております。

本日の会議開催に当たりまして、傍聴人として、1名の方にお越しをいただいておりますので、御報告をさせていただきます。

なお、本委員会で御審議いただきました内容につきましては、議事録としてまとめさせていただきます、後日、草津市のホームページに公開をさせていただきます。

それでは、会議の開催に先立ちまして、健康福祉部の小川が御挨拶を申し上げます。

2. あいさつ

○小川副部長 皆様、こんにちは。第5回草津市地域密着型サービス運営委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、皆様何かと御多用の中、会議のほうに御参加いただきまして、ありがとうございます。

います。また、日ごろは市政各般、とりわけ高齢者福祉の向上につきまして御支援、御協力を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の委員会ですけれども、既に御案内をさせていただいておりますとおり、本日の委員会は、まず最初に、今年度、実施をいたしました地域密着型サービスにつきましての実地指導、それから2月20日に集団指導を行っておりますので、その内容等につきまして、御報告をさせていただきたいと思っております。

また、昨年度の、この会議でも御報告をさせていただいておりますが、平成28年度に介護保険の改正があり、地域密着型通所介護サービス事業所の通所介護が創設されたことから、条例の改正を行います。今議会に、上程をさせていただいておりますが、その内容について、御説明をさせていただきたいと考えております。

また、この4月から開始いたします新しい介護予防、日常生活支援総合事業につきまして、詳細な内容、その準備の進捗状況につきまして、皆様に御説明をさせていただきたいと考えております。

また、来年度のこの会議の審議案件ですが、来年度は、あんしんいきいきプランの改正の年でもございます。この会議につきましては、地域密着型サービスの運営についての会議ですので、どういった内容を、この会議で審議していただくかについて、皆様のほうからも御意見を賜わりたいと考えております。

最後に、今年度指定をしましたサービスについての御紹介をさせていただきまして、本日の会議とさせていただきます。

たくさんの議事になりますけれども、皆様方の忌憚のない御意見を賜わりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○居川介護保険課長 それでは、これ以降の進行は、草津市附属機関運営規則第5条第2項の規定により、委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしく願いいたします。

3. 議事

○委員長 それでは、資料に基づいて議事を進めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう、皆様の御協力をお願いしたいと思います。

初めに、議事（1）実地指導及び集団指導の実施状況について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、議事に入る前に資料の御確認をお願いいたします。お手元にあります資料を御確認ください。

まず、先に修正点をお伝えさせていただきます。お配りしている次第の3の議事(2)ですが、「草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」の後に(案)というものが入っておりませんので、申し訳ございませんが、「条例について」の後に(案)を追記していただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

では、資料の確認に入らせていただきます。資料1につきましては、平成28年度 実地指導の結果となっております。参考資料が、2月20日に実施させていただきました地域密着型事業所等集団指導の資料一式となっております。

次に、資料2-1につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業の御案内)となっており、資料2-2は、本日お配りしている資料の中にあります草津市介護予防・日常生活支援総合事業(緩和した基準で行うサービス)における介護予防・生活支援サービス事業者一覧表(案)となっております。

最後に前日も配付させていただきましたピンク色のファイルにつきましては、基礎資料といたしまして、地域密着型サービスの基準を定めた条例等を添付させていただいております。

資料に不足等ございませんでしょうか。

なお、ピンク色のファイルにつきましては、当委員会終了後回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事(1)の実地指導及び集団指導の実施状況について、御説明させていただきますので、資料1、及び参考資料を御覧ください。

まず、資料1につきましては、今年度実地指導を実施いたしました実績が載っております。今年度実地指導を実施した事業所は、18事業所ございまして、内訳といたしましては、認知症対応型通所介護が2事業所、認知症対応型共同生活介護が2事業所、小規模多機能型居宅介護が、1事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が、5事業所、地域密着型通所介護が、8事業所となっております。地域密着型通所介護につきましては、3月末までに残り3事業所実地指導を行う予定となっております。

次に、主な指導内容を御覧ください。こちらには、主な指導内容について(1)から

(5)のように、各サービスごとに記載させていただいておまして、(6)につきましては、共通事項ということで、どのサービスにも該当する指導内容をまとめさせていただいております。ここで、幾つか指導内容を紹介させていただきます。

まず(1)認知症対応型通所介護についてです。

草津市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下、草津市条例という)第72条に規定する、認知症対応型通所介護計画の作成について、目標に向けて行う訓練内容とその結果について、具体的で個別的な内容を作成し、記録すること、とあると思います。

実地指導の際には、運営規定や重要事項説明書以外にも利用者のケアプラン点検をさせていただいておまして、こちらには、ケアプラン点検を行った際の指導内容を挙げさせていただいております。

プランを作成する際に、大まかな内容で目標や結果が記録してあったことから、このような指導をさせていただきました。

次に、2ページの(4)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の重要事項説明書についての②番を御覧ください。重要事項説明書について、②入所対象者について「要介護度1以上」から「原則要介護度3以上」へ変更すること、とあると思いますが、こちらは、介護保険の改正により平成27年度から特別養護老人ホームの利用対象者が、原則3以上となったことから、まだ重要事項説明書の修正を行っていない事業者が複数であったことから、指導内容として挙げさせていただいている状況です。

次に(5)の地域密着型通所介護を御覧ください。まず、こちらのサービスにつきましては、今年度の4月から利用定員が18名以下の通所介護事業所は、地域密着型サービスに含まれることとなり、指定や指導権限も県から市町に移行したため、市が地域密着型通所介護事業所への実地指導を行うのは、今年度が初めてでした。また、今年度実地指導を実施した対象の事業所についてですが、これまで県が、まだ実地指導を行っていない事業所を優先的に今年度の実地指導の対象とさせていただきました。このことから、草津市が何度か実地指導をさせていただいている、ほかのサービスと比べ、地域密着型通所介護は、指導内容が少し多くなっている状況にあります。

では、その地域密着型通所介護の勤務形態についての②番を御覧ください。勤務形態について、②厚生労働省令第30条に規定する、勤務体制の確保について、看護師の配置ができていない日があったことから、従業者の勤務体制を改めること、とありますが、こち

らに関しては、利用定員が10名以下であれば、看護師の配置は必要ないのですが、利用定員を11名以上としている事業所については、看護師の配置が必須であることから、このような指導をさせていただいた事業所がありました。

最後に、3ページの(6)の共通事項を御覧ください。こちらについては、どのサービスにおいても、共通で挙がってきた指導内容を当てさせていただいております。運営規定についての②番を御覧ください。運営規定について、②利用料その他の額について、利用者負担を「1割」から「1割もしくは2割」という表記へ改めること、とありますが、こちらについても介護保険の改正があった昨年度の8月以降から重要事項説明書の文言を修正していない事業所が、どのサービスにおいても多く見られたため、指導内容として、挙げさせていただいております。

また、重要事項説明書についての③番を御覧ください。③重要事項説明書は、利用者のサービス選択に資するものであり、直接契約に結びつくものでないことから、契約を前提とした文面を改め、「利用者」から「本人」等の表現に改めること、とあると思うのですが、こちらの内容については、昨年度も指導内容として挙がっていましたが、昨年度実地指導を行っていない事業所や、地域密着型通所介護事業所は、まだ指導が行われていなかったため、今年度も共通の指導内容として、挙げさせていただいております。

今回、実地指導の指導内容について、一部を御紹介させていただきまして、実地指導の結果についての報告を以上とさせていただきます。

続きまして、集団指導の実施状況について御説明させていただきますので、参考資料を御覧ください。今年度の集団指導においては、平成28年度実地指導の結果についてと、草津市地域密着型サービスの事業の人員、設備、及び運営に関する基準等を定める条例の改正について、個人情報の取り扱いについて、高齢者虐待について、平成29年度介護職員処遇改善加算について、と、最後に、平成29年度指定更新対象事業所について指導させていただきました。

それでは、参考資料の3ページを御覧ください。こちらは、市内事業所数と実施計画数と実施数、3月末までの実施予定数を表にまとめておりまして、4ページ以降は、各事業所に対する指導内容をそれぞれ具体的に挙げさせていただいております。

集団指導の場合には、重要事項説明書の内容を変更された場合は、市町への報告は必要ないが、運営規定の内容を変更された場合は、市町への変更届の提出が必要であり、重要事項説明書と運営規定とでは、行政の中で、書類の扱いが異なってくることや、医療費控除

の対象となるサービスを例に挙げさせていただいたり、草津市条例の基準で定められている独自基準で、運営規定の中に必ず入れていただく必要のある文言について、指導させていただきました。

では、次に、27ページを御覧ください。こちらは、草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてとなっておりますが、こちらにつきましては、後ほど御説明させていただきます。

では次に、57ページを御覧ください。こちらは、個人情報の保護について指導させていただき、58ページでは、滋賀県内で発生した個人情報に関する具体事案と、その対応策についてお伝えしました。

59ページから61ページにつきましては、県から市へ送られてきた通知文となっております、こちらに関しては、県から市へ届いた時点で、既に市内の地域密着型サービス事業所へメールで送付させていただいているものですが、再度周知させていただきました。

次に63ページを御覧ください。こちらでは、高齢者虐待について指導させていただきました。高齢者虐待とは、暴力のように身体に外傷を与えてしまう、身体的虐待が一般的なイメージにあると思いますが、身体的虐待以外にも、虐待は区分されているということをごこちらの資料でお伝えしました。

また、64ページにつきましては、県が集団指導を行った際に、活用していた資料をそのまま今回の集団指導でも使わせていただき、虐待を発見するには、まず、こういった行為が虐待に当たるのかということを確認し、施設長や管理者、その他の職員が正しく把握しておく必要があるということ、また、事業所自体の報告態勢がしっかり確立していて、報告のしやすい職場環境を整えておく必要があるという点を指導させていただきました。

次に、65ページ以降ですが、来年度に介護職員処遇改善加算の区分が変更となることから、当該加算について説明させていただきました。

69ページを御覧ください。こちらの加算の変更内容を簡単に御説明させていただきますと、加算のメニューがこれまで4つだったものが、5つに変わります。算定要件の中に、キャリアパス要件Ⅲが加わり、新しい要件の含まれた加算Ⅰが加わることで、今年度まで加算Ⅰだったものが、来年度から加算Ⅱへ、加算Ⅱだったものが加算Ⅲへ移行していく形となっております。そのキャリアパス要件Ⅲについてですが、69ページの注意書きにも書いてありますように、経験、もしくは、資格等に応じて昇給する仕組み、または、一定の基準に基づき、定期的に昇給を判定する仕組みを設けること、とされています。

加算の算定の対象となるサービスや、非対象のサービス等については、71ページに記載されておりますので、また御参考にしていただければと思います。

次に、73ページにつきましては、来年度、指定更新となる対象事業所をサービスごとに一覧にさせていただいております。75ページにつきましては、地域密着型サービス事業所に定期的開催していただいている運営推進会議の次第の例を載せさせていただいております。といいますのも、運営推進会議は、介護保険課の方でそれぞれの事業所ごとに担当者が決まっており、担当者一人一人につき、約8事業所の運営推進会議に参加させていただいている状況なのですが、事業所ごとに運営推進会議の内容にばらつきがあるため、少なくともこちらの例に挙げさせていただいている内容は、運営推進会議で御報告ください、という意味でこちらの資料を添付し、指導をさせていただきました。

また、資料にはございませんが、事故報告についての指導も実施させていただきました。事故報告につきましては、昨年度の集団指導においても、指導内容として挙げていたんですけれども、運営推進会議の場で、ヒヤリハットの事例を聞いておりますと、事故報告として報告すべき内容に当てはまるのではないかと、思うような事例があることから、再度事故報告の中身について指導させていただいた状況にあります。

簡単ではございましたが、実地指導、及び集団指導の実施状況についての説明は以上になります。

よろしく願いいたします。

○委員長 はい、どうもありがとうございました。

実地指導と集団指導の結果をかいつままで説明いただきましたが、個別の中身について委員の皆さんから御質問、御意見をいただく前に、その前提として幾つか私のほうから聞きたいところがあります。

まず、事業所には指定を行ってから更新の期間があると思うのですが、何年ですか。

○事務局 指定更新は6年ごとにさせていただいております。

○委員長 実地指導は、その更新するごとに行っていますか。それとも、もっと短い期間で、実地指導をされていますか。

○事務局 実地指導について、本市はこれまで2年に1回というペースでさせていただいております。

ただし、地域密着型通所介護が平成28年度に二十数カ所おりてきており、来年度以降の話にはなりますが、今までどおり2年に1回のペースでは、実地指導を行うことが難しいと考えております。

○委員長 それと、参考資料の5ページですが、こちらには口頭指示の内容のみが載っていて文書指摘はないように見えるのですが、口頭指示というのは、その場の指導で終わる扱いのものになるのでしょうか。それとも、いつまでに改善するように、という指示も含まれているのでしょうか。

○事務局 運営規定については、こちらから指導内容を通知させていただき、翌月末までに、運営規定の変更の届け出をお願いしている状況です。

重要事項説明書につきましては、市へ変更届を提出していただく必要はないのですが、事業所の指定更新の際や次回の実地指導の際に、前回の実地指導の結果をもとに、修正されているかを確認させていただいております。

○委員長 ほかの項目についてはどのようにされていますか。

○事務局 これまで、2年に1度実地指導をしていましたので、今年度実地指導を行った事業所については、来年度は実地指導を行わないことになり、次回の実地指導で、前回の実地指導の内容を確認させていただいております。ですので、現状としては、指導した部分について、すぐに改善が行えているかどうかの確認ができていない状況にありますので、どのように確認をしていくべきかというものを含めて、御意見を頂戴できればと考えております。

○委員長 あと、文書指摘というのは、口頭指示以上に強い強制力があるものになるのでしょうか。

○事務局 文書指摘については、加算の取り間違い等、請求に関して過誤が発生するよう

な件であったり、著しい人員基準違反等について、文書指摘をさせていただいております。こちらの扱いについてはある一定の期間を設けて、文書で回答をいただくことになっております。

○委員長 新規の事業者が指定申請するときには、必要な資料を持ってこられて、担当課が書類の確認をされるという仕組みですか。

○事務局 はい。

○委員長 その際には、運営規定や重要事項説明書等の文書の確認もされた上で指定をされていますか。

○事務局 はい。

○委員長 どうもありがとうございました。

事業者の方は、既に御存じのことかと思いますが、利用する側の方は、こういう仕組みを普段あまり御存じないかと思われましたので、私から質問させていただきました。

では、中身について御質問、御意見はありますか。

○委員 災害時等のマニュアルの整備状況を知りたいのですが、現在、行政の方でもマニュアルのひな形のようなものがない状態の中で、どのように作成すべきか、まだ悩んでいるところなのですが、ひな形のようなものはやはり現段階でもないのでしょうか。

また、事業所の中でどのぐらいの割合で、実際に災害が起こった際に、避難誘導等が実行できるようなマニュアルの作成ができているのでしょうか。

○事務局 ひな形はまだこちらでは作成できておりません。実地指導を行った際も、避難経路図を含め、マニュアルが全く作成されていない事業所もあれば、火災や地震、水害等、それぞれの災害によって避難経路を分けておられるところもあり、事業所ごとにばらつきが見られましたので、ばらつきがないようにするために、何かこちらで示せるようなものを作成していくことが、今後の課題になってくると感じている状況です。

○委員 このような災害避難、緊急避難について、他の事業所ではこういったマニュアルを作成されていますよ、といったようなお示しがいただければ、早急に作らないといけない意識もより思うので、是非また教えていただきたいと思っています。

○委員 災害についてですが、我々の学区で総合防災訓練を開催した際に、ある事業所に協力していただいて、非常に我々として、とてもありがたかったので、他の事業所にもこういった活動をしていただければと思います。

それと、もう一つ、高齢者の虐待についてですが、具体的にどのような内容を指導されたのでしょうか。

○事務局 今回の集団指導の際には、草津市内での事例をあげたわけではなく、参考資料の63ページにありますように、この虐待には、暴力による身体的虐待以外にも、介護世話の放棄、放任、経済的虐待等々、様々な虐待の種類がございます。まず、虐待の種類にはどういったものが含まれるか、という知識がないと、自分が行っていることが虐待に当たるのかどうか、ということ自体気づくことができませんので、これを避けるために、まずは虐待の種類から説明させていただきました。

集団指導には管理者の方が来られますので、管理者の方は虐待の種類等知っておられると思うのですが、管理者以外の職員にも共通の意識を持って介護に当たっていただかないと、虐待というのは起こり得る話になりますので、まずもって、今回の集団指導をさせていただいたのは、高齢者虐待防止法という法律があり、その中には、このような虐待の種類があって、虐待が起こらないように事業所運営をするためには、こういった取り組みをしてくださいというものを集団指導の場でお伝えしました。

○委員長 分かりました。他にはいかがでしょうか。

○委員 実際に虐待の通報等はあるのでしょうか。

○事務局 そうですね。高齢者虐待防止法という法律があり、お電話等が入った場合、虐待があったかなかったか、実際に調査をさせていただく例はあります。

ただ、それは、虐待が実際にあったということではなく、虐待があったかどうかの事実確認をさせていただくために調査へ行くというのが、まず大前提にあります。

その結果、市町の方で調査をし、調査をした結果、虐待があったということが認められれば、結果を県に報告をさせていただき、県が公表する、という流れになっております。

○委員 他人から見て虐待だと思える場合でも、家族が「うちは、虐待はしていない」と言った場合はどうなるのでしょうか。

○事務局 高齢者虐待防止法の中では、在宅での虐待と施設内虐待という、大きく二つに分かれておりまして、施設虐待は、当課が担当なのですが、在宅の虐待は、長寿いきがい課が担当となっており、その在宅での虐待の件は、疑いがあれば、迅速に対応していると認識しております。

○委員 わかりました。

○委員 実地指導の話に戻りますが、実施ペースが2年に1回だったものが延びるかもしれないという部分が気になりました。制度や法律が変わっていく中で、それに対応できていない事業所が増えてくるのではないかと感じています。

また、口頭指示をして終了となると、その場限りの指導になってしまうのではないかと思います。

○事務局 口頭指示についてですが、資料に添付させていただいている「指定地域密着型サービス事業所指導内容」の文書を、実地指導を行ってから約1ヶ月以内に、事業所に通知させていただいておりますので、その場限りで指導が終わっているわけではございません。また、実地指導を実施する頻度についてですが、先日、滋賀県庁で、各市町が集まり、指導にかかる意見交換会がございまして、6年に1度のペースで指定更新の前年に行く市町もあり、県内では草津市が一番実施頻度が高いことが分かりました。

ただ、先ほども申し上げましたように、地域密着型サービス事業所は、草津市内で56事業所となったことに加え、平成30年には市内の居宅介護支援事業所も市が担当となるため、そうすると、2年に1度のペースでは実地指導を行うことが厳しい状況になること

から、実施頻度を今後どのようにするかを検討しないといけないと考えております。

○委員 以前は、私は大津市で働いていましたが、草津市で働き始めて、実地指導の回数が多いことに驚きました。私の経験上の話になるのですが、事業所からしても何年間に1度実地指導に来ていただくよりも、短いスパンで来ていただいたほうが、修正が簡単にできます。ですので、これまでどおり2年に1度か、もしくは3年に1度の頻度で事業所へ来ていただく方が、事業所としては助かります。

しかし、次々と事業所が増えている中で、実地指導をこれまでどおり2年に1度実施することが市として大変になってくることも十分理解できますので、実地指導がない場合でも、日々意識して事業に取り組んでいきたいと思っております。

○委員長 ほかにございませんか。

なければこちらの議事は終了させていただきます。続いて、議事2、草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、お願いします。

○事務局 それでは議事2、草津市の条例の改正の内容について、説明させていただきます。

参考資料が改正案となっておりますので、参考資料の27ページと、本日配付させていただきましたピンク色のファイルを併せて御覧ください。

まず、資料ですが、こちらが本日から開催しております市議会に改正案を上程している市の基準条例の新旧対照表となっております。

改正の内容としましては、平成28年4月から、利用定員18名以下の通所介護事業所、いわゆるデイサービス事業所が、地域密着型サービスに位置づけられております。このことに伴いまして、これまで通所介護事業所の基準は、都道府県で定められていたのですが、定員18名以下の通所介護事業所につきましては、地域密着型通所介護として、市の条例で、本年度中に定めることとされておりました。今般、この2月議会に改正案を上程しております。

また、ピンク色のファイルの基準条例（介護）とインデックスが張ってある部分をめぐっていただけますでしょうか。これまで、この基準条例につきましては、第1章から第1

1章までで構成されていましたが、今回、地域密着型通所介護を第5章の2という形で、挿入しましたので、それに伴い、後に続くサービスの運用規定について変更が生じております。例えば、こちらの資料の49ページ以降につきましては、新条例案というところに、第80条から入っておりますが、地域密着型通所介護を第5章の2に挿入したことで、準用先が変更となっております。しかし、内容についてはこれまでと変更ありません。

こちらの条例の改正については、先日の集団指導の際でも事業所へ説明をさせていただいている状況です。

非常に簡単ではございますが、条例改正の内容とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

何か御質問ありますか。

ないようですので、議事3、草津市の新しい介護予防・日常生活支援総合事業について説明をお願いします。

○事務局 それでは、議事3、草津市の新しい介護予防・日常生活支援総合事業について、御説明をさせていただきます。資料2-1と資料2-2を御覧ください。

介護予防・日常生活支援総合事業については、9月に開催しました当委員会でも概要を説明させていただきましたが、再度内容について、御説明をさせていただきますとともに、サービスを実施される事業所の状況等についても御説明させていただきたいと思っております。

まずは、資料2-1を御覧ください。こちらの冊子につきましては、この3月末で認定期間を満了したい方に限りまして、更新申請の勧奨通知を1月末に送付させていただいておりますが、その際に、同封しているパンフレットです。

総合事業につきましては、平成29年4月から開始いたします。総合事業の内容といたしましては、要支援1・2の人が利用できるサービスの一部が総合事業に移行し、一人一人の生活に合わせた柔軟なサービスの利用ができるようになります。資料2-1の表紙の一番下の図を御覧ください。左側に「現行」というものがございまして、右側に「4月から」と表示されています。「現行」を見ていただきますと、介護給付、介護予防給付、介護予防事業と書かれており、「4月から」を見ていただくと、介護給付、介護予防給付、総合事業の3つに種別が分かれておりますが、「現行」の要支援1・2の方が、利用され

ている介護予防給付のうち、訪問介護と、通所介護が、総合事業に移行することとなっております。

次に2ページを御覧ください。総合事業の特徴ですが、要支援の方に対するサービスのうち、「訪問介護」と「通所介護」が総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」に移行します。この介護予防・生活支援サービス事業では、利用者のお体の状態などに応じて、従来のサービスに加え、多様なサービスメニューからサービスを選択することができるようになります。

なお、介護予防・生活支援サービス事業のサービスのみを利用される場合は、要介護、要支援認定の手続をせず、基本チェックリストにより事業対象者となることでサービスの利用が可能となります。

2ページの一番下の欄を御覧ください。基本チェックリストについてですが、運動、栄養、口腔、閉じこもり、認知機能、うつなどの生活状況についての25項目の簡易な質問表となっております。基本チェックリストの質問に「はい」か「いいえ」で御回答いただくことで日常生活に必要な機能をチェックすることができます。

次に、3ページを御覧ください。総合事業、介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、要支援1・2の認定を受けた方、基本チェックリストにより事業対象者と判定された65歳以上の方となっております。

総合事業の流れは、3ページの図のとおりとなっております、65歳以上の市民の方が、お住まいの地域の地域包括支援センターや、長寿いきがい課、介護保険課に、まず御相談にお越しいただく必要があります。左側の青い矢印が、介護保険の認定を受けられた場合の流れとなっており、要介護1～5が出た場合や、要支援1・2が出た方については矢印のような流れとなっております。要介護認定を受け、非該当になられた方は、これまではサービスが使えなかったのですが、非該当の方であっても、「基本チェックリスト」を受け、日常生活における支援が必要だと判断された場合は、総合事業を使えることとなります。右側の赤い太い矢印については、介護保険の認定申請をしなくとも、基本チェックリストを受けることができ、チェックリストを受けた結果、該当・非該当となった場合に使えるサービスがそれぞれの矢印の下に一覧として載っております。

続きまして、4ページと5ページを御覧ください。こちらが、介護予防・生活支援サービス事業の類型についての一覧となっております。4ページには訪問型サービスの4つの類型が、5ページには通所型サービスについて、3つの類型が載っております。

まず、4ページの訪問型サービスについてですが、生活支援型訪問サービスというところに、NEWと書いてありますが、こちらは新しく草津市でつくったサービス類型となっております。内容といたしましては、介護事業所や民間事業所の職員が訪問し、生活援助、買い物や掃除等を利用者とともに行うサービス内容となっております。

利用料の目安は、1割、2割とそれぞれ表のとおりとなっており、サービス提供時間の目安としましては、1回当たり60分程度となっております。

次に、介護予防型訪問サービス（訪問介護相当サービス）というものがございます。こちらにつきましては、これまでの介護予防訪問介護と同等のサービスというものになっております。内容としましては、これまでの予防給付のホームヘルプと同様で、ホームヘルパーなどの専門職が訪問し、身体介護や生活援助を利用者とともに行うというサービス内容となっております。生活支援型訪問サービスと異なってくるのが、生活支援型訪問サービスについては、生活援助のみ、介護予防型訪問サービスについては、身体介護と生活援助を伴うものとなっております。

また、長寿いきがい課で取り組んでおります、生活サポート事業というものが、最後にごございますが、こちらにつきましては、シルバー人材センターやNPO法人などの登録者で、一定の研修を受けた人が、利用者のお宅を訪問し、生活援助を利用者とともに行うというものとなっております。

また、一番下のところに、期間を限定して専門職の支援を受け、日常生活の自立を目指す、訪問型短期集中予防サービスというものをつくっております。保健師や歯科衛生士などの専門職がお宅を訪問し、生活習慣や介護予防指導を、期間を限定し短期集中予防を行うというものとなっております。こちらにつきましては、利用料等は、無料ということでサービスの提供時間及び期間の目安は、表のとおりとなっております。

続きまして、5ページの通所型サービスについてですが、活動型デイサービスについても、草津市のほうで新しくサービス類型をつくったもので、介護事業所や民間事業所の職員などによる、体操やレクリエーションなどのサービスを提供するものとなっております。利用料の目安につきましては、表のとおりとなっており、サービスの提供時間の目安は、全日で5時間程度、半日で3時間程度、という2種類のものをつくっております。

続きまして、介護予防型デイサービス（通所介護相当サービス）というものがございますが、これまでの介護予防の方に対するデイサービスとなっております。通所介護事業所で、介護福祉士等の専門職による入浴や移動、食事などの介助を受けながら、体操やレク

リエーションなどを行うもので、単価やサービス時間は、これまでの国の基準と同様のものとなっております。また、通所型サービスにも短期集中予防サービスをつくっております。内容としましては、理学療法士や作業療法士などの専門職による、運動器機能と活動性の向上、体力づくりなどを目的とした運動機能向上訓練や、自立に向けた参加者同士の話し合いなどを短期集中的に行うもので、こちらも利用料は無料で、サービス提供時間及び期間の目安というのが、下に書いてあるとおりとなっております。

続きまして、6ページを御覧ください。介護予防ケアマネジメントについてですが、介護予防・生活支援サービスはこれまでの予防給付と同様に、地域包括支援センターの職員や地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護事業所が、作成するケアプランに基づき、必要なサービス内容や、利用回数を決め、利用することとなっております。支給限度額につきましては6ページの下段の表となっております。事業対象者とは、基本チェックリストの該当者を指し、現状の要支援1の方と同様の支給限度額5万30円となっております。

次に、7ページについてですが、こちらはこれまでも実施しております一般介護予防事業の紹介、また8ページが、相談窓口の一覧となっております。

簡単ではございますが、資料2-1の説明は以上になります。

では、資料2-2を御覧ください。こちらは生活支援型訪問サービスと活用型デイサービスを実施していただける草津市内の事業所一覧となっております。介護予防型訪問サービス、介護予防型デイサービスというのが、これまでの介護予防の通所介護、訪問介護と変わらないサービスとなっております。基本的には、今、市内で介護予防の事業を実施しておられる事業所につきましては、この相当サービスに限っては、引き続き行っていただけのサービス内容となっております。

ただし、生活支援型訪問介護であったり活動型通所介護について、実施するかしないかは、事業所に選択をしていただく、指定申請になります。基準に変更が生じるだけでなく、単価もこれまでのサービスと比べますと、低く設定をさせていただいておりますので、こちらの2つの事業に対して、実施していただける事業所を新たに募集させていただきました。平成29年2月10日現在で、この緩和された基準で行うサービスに御参入いただける事業所は、こちらの一覧となっております。表面の1ページ目が、訪問型サービスの事業所の一覧となっており、現在9事業所、手を挙げていただいている状況となっております。

また、裏面の2ページになりますが、こちらが緩和した基準で行う、活動型デイサービスの一覧となっております。一旦、2月10日で、各市内の事業所に意向を確認させていただいておりましたが、現時点でいきますと、訪問と通所それぞれ1つずつ事業所が増えておりますので、こちらの追加となる事業所につきましても、4月1日から事業を開始していただけるように、指定申請をいただきまして指定の手続を行っていかうと思っております。

非常に簡単ではございますが、総合事業の説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。これは、草津市オリジナルの事業ということですね。

○事務局 はい。

○委員長 こちらのパンフレットは、この4月から要介護認定の更新を迎えられる方に郵送されたということでお間違いないですか。

○事務局 そうですね。基本的に、こちらの更新の勧奨通知というものを約2ヶ月前に送らせていただいておりますが、更新の申請は、更新が切れる60日前から受け付けが可能ということで、その勧奨通知が送られる1週間、2週間ほど前に、パンフレットを送付させていただいております。これは順次、今後も更新の方にはお送りさせていただく予定をしております。

○委員長 分かりました。この中身についていかがでしょうか。

○委員 非該当の方もサービス利用できるということだと思っておりますが、要介護認定をお持ちの方も、非該当の方も支給限度額は同じということですか。

○事務局 そうですね。非該当の方もチェックリストというものを行っていただいて、そのチェックリストで該当になると、事業対象者という見方となり、その事業対象者の支給限度額というのは、この6ページのこの下段に書いてある事業対象者、要支援1相当の額になります。

○委員 とても単純な質問になりますが、5ページの上に活動型デイサービスの半日と全日の費用が書かれてあると思うのですが、設定されている費用にあまり差がない印象を受けました。半日行かれて265円で、全日で30円ほどしか変わらないという不思議な費用設定に感じるのですが、費用設定に根拠等がありますでしょうか。

○事務局 元々の予防給付を根拠にさせていただいております。草津市独自で、こちらの費用を設定するのは難しいところだったんですけども、何かを根拠にしないと、今後介護保険法の改正に伴い、単価というのは変わってきますので、基本的な根拠はこれまでの報酬単価をもとに積算させていただいております。

○事務局 補足になりますが、こちらの差の部分については、事業所を運営する際に発生してくる光熱費等を見させていただいております。半日であっても全日であっても、基本的には送迎とかの手間が同じになりますので、人件費の部分については、ほぼ同じように必要となってくると思いますので、施設のサービスを利用していただくときに発生する費用の部分で、少し差をつけさせていただいております。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員 基本的チェックリストは介護保険のように認定期間があり、随時更新する必要があるのでしょうか。

○事務局 基本チェックリストにつきましては、一度、チェックリストを受けられて、事業対象者になられますと、その方には、これまで要介護度が印字されていた欄に「事業対象者」と印字された介護保険被保険者証をお送りします。有効期間については、事業対象者となった場合、設けないこととなっております。

○委員 一度、対象となると、その後、お元気になられてもサービスは使うことができるということでしょうか。

○事務局 サービスを使っていたりすることはできるのですが、使っていたり前には、ケアマネジャーがマネジメントを行うので、マネジメントを行う中で、これまで事業対象者としてサービスを受けていた方でも、お元気になられて、サービスを受ける必要がなくなったと判断された場合は、ほかの一般の介護予防サービスを勧める等、そのマネジメントによって振り分けられることとなります。

○委員長 よろしいですか。

○委員 短期集中予防サービスというのは、どのくらいの期間を設定するか、個人によって設定を変えるのでしょうか。

○事務局 例えば、訪問型短期集中予防サービスについては、資料4ページの下の「サービス提供時間および期間のめやす」という部分に書かれてありますように、月1回、60分程度で、3ヶ月間という設定をさせていただいております。3ヶ月経ちますと、基本的には卒業していただくという流れとなっております。

○委員 それよりも早いうちに終了となることもありますか。

○事務局 ご本人の状態によりけりかなとは思いますが、原則としては3ヶ月を一区切りと考えております。

○委員 一旦3ヶ月で、短期集中予防サービスは終了したものの、しばらく経ち、またサービスが必要とケアマネジャーが判断した場合は、再度短期集中予防サービスを受けられるのでしょうか。

○事務局 例えば、機能が改善し、地域サロン等に行っている中で、また機能低下がみられてきた、ということであれば、2回目の利用も可能性としてはあり得るかもしれませんが、一旦、3ヶ月のクールで卒業されますと、基本的には、機能改善するというのが前提になっておりますので、連続して受けていただくことは可能性として低いと思っております。

○委員 転倒等で状況が変わった場合等はいかがでしょうか。

○事務局 そうですね。御状態が変わられて、必要になれば、またお使いいただけます。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員 例えば現在、要支援1の方が更新を迎えられた時は、その方をどういったように呼ぶことになるのでしょうか。「要支援」という呼び名は無くなり、新しい呼び名等に切り替わるのでしょうか。

○事務局 要支援1・2という言い方は残ります。要支援1・2の方が利用される通所介護と訪問介護だけが総合事業に移行されますので、例えば、予防給付の方の福祉用具であったり、訪問看護というサービスは、そのまま予防給付の中に残っている状況にあります。

ですので、もし、福祉用具を利用する際には、要支援認定を受けていただかないと、借りていただくことができません。通所介護と訪問介護だけは、チェックリストで該当すれば利用することはできるのですが、他のサービスを併用する必要がある場合は、今までどおりの要支援1・2の認定を受けていただく必要があります。

○事務局 補足をさせていただきます。

呼び名については、先ほども申し上げましたように、要支援1や要支援2という呼び名になります。しかし中には、現在は介護保険のサービスと総合事業のサービスを併用で使っていない方でも、今後のことを考え、ひとまず今までと同様に、要支援認定の申請を希望される方がおられると思います。

相当サービスや活動型通所介護しか利用がない方についても、要支援1・2の認定をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、イメージとしては、総合事業のサービスを使われる方の中には、要支援1・2の方もいらっしゃる可能性があります。

○委員 例えば、現在、訪問サービスのみを利用されている要支援1の人が更新の時期を

迎えられた際はどのようなになるのでしょうか。

○事務局 これまでと同じように要支援認定の更新の申請をされますと、要支援の更新になりますので、要支援になります。

○委員 更新しない、という選択もあるということですか。

○事務局 はい。要支援認定の更新を希望されますと、要支援1・2になりますが、反対に、要支援認定の更新を希望せずに、基本チェックリストだけを希望され、そのチェックリストに該当された場合は「事業対象者」と被保険者証に新たに印字されます。

○委員 例えば、要支援1の方が要支援認定の更新をせずに、基本チェックリストのみを希望することになれば、利用料は安くなるのでしょうか。

○事務局 利用料は変わりません。訪問介護を例にして御説明させていただきますと、これまで要支援の方が利用していた「介護予防訪問介護」と、総合事業のサービスとして新たに位置づけられた「介護予防型訪問サービス」は、名前は変わっておりますが、サービス内容、基準、サービス単価については同様のものとなっております。

このことから、例えば、総合事業の介護予防型訪問サービスを使われる場合でも、単価は変わりません。変わるのであれば、生活支援型訪問サービスへ変更となる場合は、単価としては下がってきます。

○委員長 ほかに、いかがですか。

○委員 生活支援型訪問サービスと生活サポート事業のサービス内容に、ほとんど違いがないと思うのですが、そうすると、単価の安い生活サポート事業の方を利用した方が良い、という整理になるのでしょうか。

○事務局 2つのサービス内容には大きな差はないように見えますが、実施する主体が変わってきまして、生活サポート事業の方は、シルバー人財センターやNPO法人に御参入いただいて、安価な価格で御提供いただければと考えております。

しかし、生活サポート事業については、行っていただける事業所数がまだ十分に確保できていない状況にありますので、サービスを提供できる事業所を、今後、増やしていかないといけないと考えております。

○委員長 基本チェックリストというのは、地域包括支援センターや長寿いきがい課、介護保険課以外で受けることは可能ですか。

○事務局 今のところ、それ以外の場所では、考えておりません。

○委員長 一般介護予防事業についてですが、町内で自治会館等を使って、高齢者の方に集まっていただいて、いきいき百歳体操等をされていると思うのですが、少し体が弱ってきたので生活支援サービスを受けたいという方がおられた際は、このような場で、チェックリストを勧めることはされないということでしょうか。

○事務局 これまでも、65歳以上で認定を受けておられない方に対して、こちらのチェックリストを郵送させていただいており、返信のあった方の中で、今回の事業対象者に該当する方については、介護予防教室等の案内をさせていただいていたのですが、御本人は介護予防が必要な状況であるという認識があまりないので、介護予防教室を利用される方が少ないことがありました。

今、おっしゃっておられるように、困ったと感じられるまでに、早い段階で御相談等いただきたいという考えがありますので、介護予防への取り組みの大切さについて、まずは市民の皆様の意識づけをどのように行っていくべきかどうか、というところが課題であると思っております。

○委員長 町内会で、一般介護予防事業を新たに行う際は、市のどちらへ相談に行けばよろしいのでしょうか。

○事務局 一般介護予防事業につきましては、長寿いきがい課が担当となります。

○委員長 分かりました。ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

ないようですので、次に、議題４、草津市地域密着型サービス運営委員会の審議案件について、説明をお願いします。

○事務局 では、資料３を御覧ください。こちらでは、議事にありますとおり、当委員会の審議案件について、皆様から御意見をいただきたく考えております。

まず、１、草津市地域密着型サービス運営委員会についてですが、当委員会は草津市附属機関設置条例に基づき、設置されておりまして、その担任する事務につきましては、「地域密着型介護サービス及び地域密着型介護予防サービスにかかる費用の額、事業者の指定、施設等の整備並びに人員、設備及び運営の基準についての調査審議に関する事務」と規定されています。その担任する事務のうち、「地域密着型介護サービス及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定についての調査審議に関する事務」につきましては、昨年度の第２回当委員会において御審議いただき、次の方針とさせていただいております。

方針、介護保険法の改正により、利用定員１８人以下の通所介護事業所につきましては、平成２８年４月１日から地域密着型通所介護事業所となり、指定・指導権限が滋賀県から各市町へ移行する。あわせて、平成３０年４月１日からは、居宅介護事業所の指定・指導権限が、こちらも滋賀県から各市町へ移行される予定となっております。

このことから、今後、地域密着型サービスの指定案件がふえ、現在の当委員会の開催回数では、各事業所の開所時期に合わせた柔軟な対応が困難であることが予想されることから、下記①または②の場合に限り、当委員会の審議案件としたところであります。

①市が公募を実施した事業所、②新たなサービス類型の事業所。

しかし、①につきましては、第６期計画期間中の公募事業は全て完了しておりまして、また、②についても、現在のところ新たなサービス類型についての整備予定はございません。そこで、平成２９年度につきましては、以下の議事について審議いただきたいと考えております。

まず、一つ目の案といたしましては、草津あんしんいきいきプラン第７期計画の策定に際して、今後の地域密着型サービスの整備方針等について、となっておりまして、あんしんいきいきプランの作成に当たりまして、当委員会のほうで上がった意見も参考にさせていただければと考えております。

二つ目の案といたしましては、地域密着型サービス事業所の見学について、となっておりまして、事業所の見学ができればと考えております。

三つ目の案といたしましては、平成30年度における介護保険制度の改正について、となっておりまして、最後の案といたしましては、平成29年度における実地指導及び集団指導の実施結果について、となっております。

しかし、今回、4つの案を挙げさせていただいておりますが、皆様方から、こちらの案以外にも、ほかにも何か御意見や御要望等がございましたら、来年度の本委員会の進め方を協議させていただきたいと考えております。

なお、平成29年度も、今年度と同様、当委員会の開催を3回の予定とさせていただいております。3回中1回につきましては、今回、開催させていただいております時期と同じ時期の、大体2月中旬ごろから3月初旬になると思うのですが、残りの2回につきましては、テーマの内容にあわせて開催時期を変えさせていただこうと思っております。

草津市地域密着型サービス運営委員会の審議案件についての説明は、以上になります。

よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

開催が年3回ということですので、できるだけ、当委員会で地域密着型サービスについての意見をいただいて、よりよいものに繋がればと思っております。

先ほど、御審議いただいた総合事業は4月から始まると思いますので、半年ぐらいたった秋口に、実施状況がどうなっているか等の情報を、一度教えていただければと思います。

○委員 相談窓口が地域包括支援センターであったり、窓口がどちらになるか、分かりづらいのではないかと感じているので、相談窓口がもっとわかりやすくなったほうがいいのではないかと感じました。ですので、総合事業が始まってから半年後に実施状況と教えていただく際には、相談の状況がどのようになっているか等も一緒に教えていただきたいと思います。

○委員長 相談窓口もそうですし、介護が必要だと感じられてから相談に行くのではなく、できるだけ介護が必要とならないように、介護予防に取り組むことを意識していただけるよう、当委員会でもアイデアを出して、こういった考え方を広めていかないとはいけません。

ほかに、ないですか。

では、議題4は終了させていただいて、議題5、平成28年度新規指定事業所についてお願いします。

○事務局 では、資料4を御覧ください。

こちらにつきましては、市内地域密着型サービス事業所をサービスごとに一覧にさせていただいております、事業所名、事業所名称というところに、星マークのついている事業所があると思いますが、こちらにつきましては、今年度新規の事業所として指定させていただいた事業所となっております。

なお、地域密着型通所介護、下のほうに、（24事業所）とあると思うんですけども、こちらの地域密着型通所介護のうち、星マークのついております、きたえる一む草津と、デイサービス・リハビリあっとほ一むの背景に色がついていると思うんですけども、こちらは特に、意味などはなく、単純な修正間違いです。申し訳ございません。

また、2枚目に移りますが、こちらは、新規指定事業所一覧を載せさせていただいております、事業所についての詳細を記載させていただいております。

非常に簡単ではありますが、平成28年度の新規指定事業所の説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○委員長 どうもありがとうございました。

新規を含めて、市内の事業所数は、56ということですか。

○事務局 2月20日の時点で、56事業所ございます。

○委員長 事業所が事業を終了する場合は、どのような手続きになるのでしょうか。

○事務局 一時的に利用者がいらっしゃらない、という理由であったり、従業員が足りない、という理由であれば、休止届を提出していただいております、本当に事業所として辞められる場合は、廃止届を提出いただいている状況です。

休止をされる場合であっても廃止をされる場合であっても、基本的に届出の受付はさせていただきますが、現在ご利用の方は次の利用先が決まっているのか、という部分も確認

させていただいた上で、手続きの処理をさせていただいております。

○委員長 資料に挙がっている56という数は、事業をされている数ですか。

この中に、休止状態の事業所は含まれていますか。

○事務局 入っておりません。

○委員長 休止の事業所は、やはりいくつありますか。

○事務局 はい、あります。

○委員長 それは、利用者が少ないという理由なのか、従業員が足りないというのが理由なのか、そのあたりの部分は把握されていますか。

○事務局 はい。一つ聞いておりますのは、他市にも事業所を持っている事業所がありまして、今、そちらの他市の事業所の方をメインに運営をされているという理由から、従業員の兼ね合いもあり、一旦、草津市の事業所を休止している状況にあります。

一旦、草津市の指定を受けておられますので、次の更新の際に、廃止をされる可能性もあることを事業所からは聞いております。

○委員長 今まで利用していた事業所が休止や廃止をされた場合に、次に利用する事業所がきちんと確保されているかどうかの確認を、市がされていることはとても大切なことだと思います。ほかに何かありますか。

ないようですので、それでは、議事の6、その他をお願いします。

○事務局 議事6に、その他として挙げさせていただいておりますが、今回の当委員会につきましては、その他の部分は、特に事務局からはございませんので、よろしくお願いたします。

○委員長 今年度、最後の委員会になりますが、最後何かございませんか。

ないようでしたら、第5回草津市地域密着型サービス運営委員会は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(終わり)